

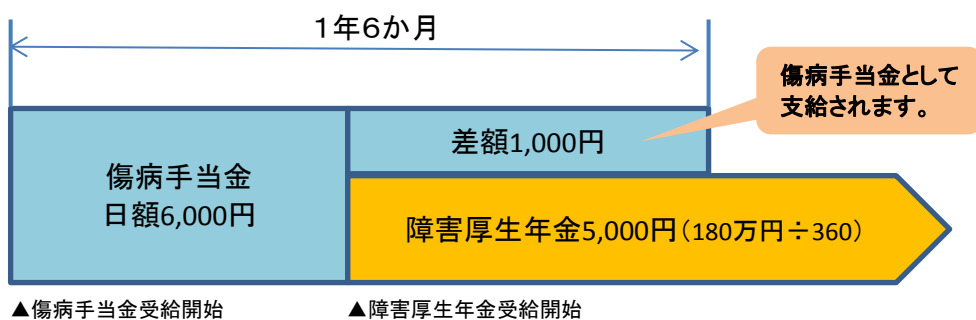
# 傷病手当金を申請される皆様へ ～障害厚生年金/障害手当金との調整について～

傷病手当金を受給している方が、同一の傷病により、障害厚生年金、または障害手当金を受けようになったときは、傷病手当金の支給額が調整されます。

## 1. 傷病手当金が障害年金等の日額換算額よりも多い場合

傷病手当金の日額と障害厚生年金の額(注)を360で割った額(1円未満は切り捨て)とを比較して、傷病手当金の金額の方が多ければ、その差額が傷病手当金として支給されます。

(例)傷病手当金日額6,000円、障害厚生年金額180万円



▲傷病手当金受給開始

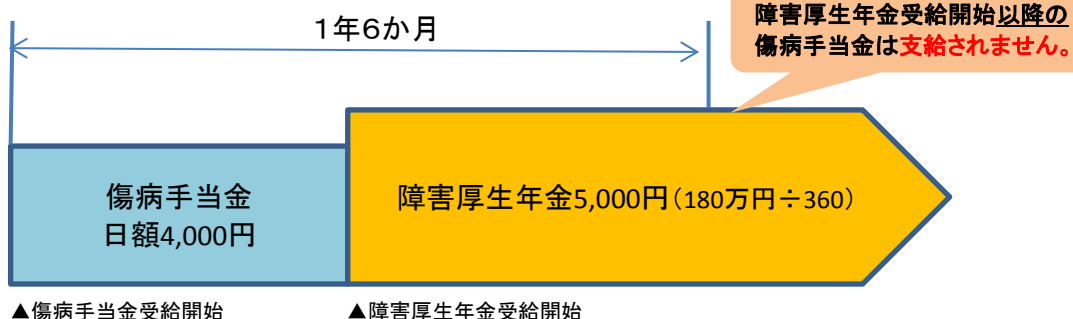
▲障害厚生年金受給開始

(注)同一の傷病により、障害厚生年金と、障害基礎年金の両方を受給することができるときは、その合算額

## 2. 傷病手当金が障害年金等の日額換算額よりも少ない場合

傷病手当金の日額と障害厚生年金の額(注)を360で割った額(1円未満は切り捨て)とを比較して、障害厚生年金の金額の方が多ければ、傷病手当金の支給はされません。

(例)傷病手当金日額4,000円、老齢厚生年金額180万円



▲傷病手当金受給開始

▲障害厚生年金受給開始

(注)同一の傷病により、障害厚生年金と、障害基礎年金の両方を受給することができるときは、その合算額

**障害厚生年金等と調整されずに受給した傷病手当金がある場合は、調整の上、返還していただくことになります。** 障害厚生年金・障害手当金を受けられるようになった時は、速やかにその旨を当協会までご連絡ください。

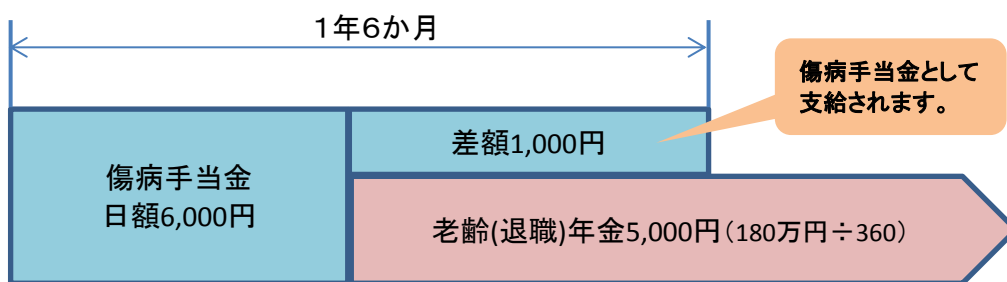
# 傷病手当金を申請される皆様へ ～老齢(退職)年金との調整について～

傷病手当金を受給している方が、ご退職後(資格喪失後)に老齢厚生年金、老齢基礎年金、退職共済年金等(以下「老齢(退職)年金」と称します。)を受けられるようになったときは、傷病手当金の支給額が調整されます。

## 1. 傷病手当金が老齢(退職)年金の日額換算額よりも多い場合

傷病手当金の日額と老齢(退職)年金の額(注)を360で割った額(1円未満は切り捨て)とを比較して、傷病手当金の金額の方が多ければ、その差額が傷病手当金として支給されます。

(例) 傷病手当金日額6,000円、老齢(退職)年金額180万円



▲ 傷病手当金受給開始

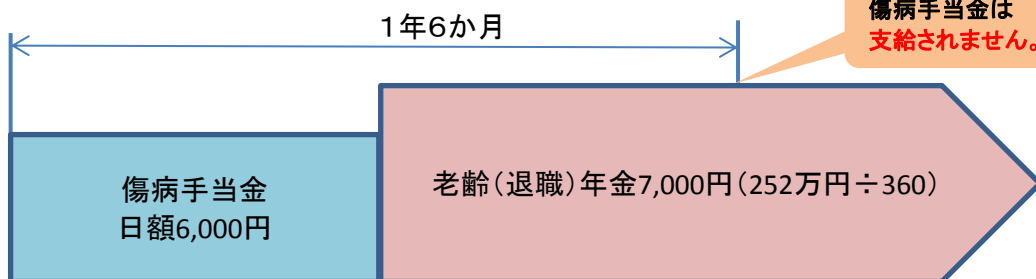
▲ 老齢(退職)年金受給開始

(注) 複数の老齢または退職を支給事由とする年金等を受給することができるときは、その合算額

## 2. 傷病手当金が老齢(退職)年金の日額換算額よりも少ない場合

傷病手当金の日額と老齢(退職)年金の額(注)を360で割った額(1円未満は切り捨て)とを比較して、傷病手当金の金額の方が少なければ、傷病手当金は支給されません。(申請された期間は不支給になります。)

(例) 傷病手当金日額6,000円、老齢(退職)年金額252万円



▲ 傷病手当金受給開始

▲ 老齢(退職)年金受給開始

(注) 複数の老齢または退職を支給事由とする年金等を受給することができるときは、その合算額

**老齢(退職)年金と調整されずに受給した傷病手当金がある場合は、調整の上、返還していただくことになります。**退職後の傷病手当金を請求される方が、老齢(退職)年金を受けられるようになった場合、あるいは既に受けておられる場合は、速やかに当協会までご連絡をいただくか、傷病手当金の申請時に、年金証書の写しや直近の年金額を証明する書類(年金額改定通知書の写し等)を添付してください。

